奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正

する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山 下 真

奈良県規則第六十三号

奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則 0 部を

改正する規則

三月奈良県規則第四十六号) 奈良県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則 の一部を次のように改正する。 (平成十七年

表二の項中ニをノとし、 ナをヌとし、 ヌの次に次のように加える。

ネ 自動車運行業務に関する役務の提供を受ける契約

表二の項中トをニとし、 スからテまでをソからナまでとし、 シをスとし、 スの次に次

のように加える。

セ ソフトウェ アの 使用許諾に関する役務の提供を受ける契約

表二の項中サをシとし、 ウからコまでをエからサまでとし、 イの次に次のように加え

る。

ウ 県政広報業務に関する役務の提供を受ける契約

附 則

この規則は、公布の日から施行する。